

全国市販酒きき酒会 出品要領

1. 出品対象商品

出品対象商品は、下記の酒類といたします。

「清酒」、「合成清酒」、「連続式蒸留焼酎」、「単式蒸留焼酎」、「みりん」、「ビール」、「果実酒」、「甘味果実酒」、「ウイスキー」、「ブランデー」、「発泡酒」、「その他の醸造酒」、「スピリッツ」、「リキュール」、「粉末酒」、「雑酒」。

2. 出品本数

(1) 清酒

- **本数**：1 銘柄につき 2 本以上（1 本のみの出品も可能です）
- **容量**：差し支えなければ、一升瓶の出品にご協力いただけますと幸いです。

(2) 清酒以外

（連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒、ウイスキー、リキュール等）

- **本数**：本数の指定はございません。
- **容量**：容量の指定はございません。

3. 全体スケジュール

項目	締切日	提出方法	備考
出品申請書の提出(別紙 1)	9 月 1 6 日	メールまたは FAX	出品の可否に関わらずご提出ください
出品カードの提出(別紙 2)	9 月 3 0 日	メールまたは FAX	出品にご協力いただける企業様のみご提出ください
出品酒のお届け期日	1 0 月 7 日	当組合へ郵送	—

※出品酒のご送付が締切日以降となる場合は、事前にご一報いただけますようお願い申し上げます。

4. 出品酒のお届先

東京小売酒販組合・事務局

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町 3-37

TEL:03-3851-8201

5. その他

本組合では、大規模な冷蔵設備を設けておりません。

そのため、「生酒・生貯蔵酒等の低温保管が必要なお酒」につきましては、細心の注意を払って取り扱いいたしますが、ご送付の際には、事前にご連絡いただけますようお願い申し上げます。

6. 書類のダウンロード

以下、リンク先および QR コードから

出品概要、書類の「閲覧・ダウンロード」が行えます。

<https://tosyukyo.or.jp/event/kikisake/detail>



以上